

観光プロモーション・カーを ご活用ください！

鹿沼市の観光・物産PRのため、会員の皆様にご利用できるクルマがあります。

【使用料等について】

- ◎使用料は**無料**です。
- ◎返却の際は原状回復（車両・備品の清掃、燃料補給）をお願いします。
- ◎原状回復がされていない場合は、実費相当額をご負担いただきます。

（実費負担の目安 1km20円 洗車2,000円〔汚れの程度による〕）

【ご利用方法】

- ◎屋台のまち中央公園の観光物産館（☎0289-60-6070）で受付をお願いします。
- ◎使用日の3月前から前日までに事前予約のうえ、貸出申請書兼誓約書を提出してください。（借入日が休園日の場合は、休園日の前日までに手続きをしてください。）
- ◎ご利用期間は原則1週間以内とします。
- ◎ご利用後は、PRの内容をご報告いただきます。
- ◎その他の手続き・ご利用方法につきましては、屋台のまち中央公園にお問い合わせください。
- ◎貸出申請書兼誓約書は、協会HP「鹿沼日和」からダウンロードできます。

・車両の概要

ダイハツ軽貨物自動車 AT 2人乗り
積載できる荷物は150kg以内

・保険内容

- ◎対人保障 無制限
- ◎対物保障 500万円
- *この保険で補償されない部分は利用者の負担となります。



様式第1号（第3条関係）

（申請書ひな形）

貸出申請書兼誓約書

年 月 日

一般社団法人 鹿沼市観光協会 宛

申請者 住所
氏名
TEL

一般社団法人鹿沼市観光協会観光プロモーション・カーの貸出要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸出期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
目的	
活動内容	
使用場所	
使用距離	約 km
任意保険 加入の有無	有 ・ 無
使用に関する 誓約書	<p>車両の借り受けに際し、次の事項を誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指示に従い車両を善急に管理します。 2 申請時の目的外の使用、転貸はしません。 3 使用が終了後、貸出時の原状に復し返却します。 4 自己の責任により車両を毀損又は故障させた場合は、責任をもって弁償又は修繕を行います。 5 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ一般社団法人鹿沼市観光協会の指示に従って使用します。

【車内・備品】

◎詳しくは、車内に取扱説明書がございます。



一般社団法人鹿沼市観光協会観光プロモーション・カー貸出要綱

(令和7年7月1日 要綱第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、鹿沼市における観光事業の振興を図るため、鹿沼市が所有し、鹿沼市観光協会（以下「協会」という。）が使用貸借契約を締結する観光プロモーション・カー（以下「車両」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 車両は、協会の会員が観光物産のピーアール等に使用する場合に貸し出すものとする。ただし、次のいずれかに該当する事業については、車両の貸し出しを行わない。

- (1) 特定の政党の利害に関する事業
- (2) 特定の教派、宗教若しくは教団を支援する事業
- (3) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(使用申請)

第3条 車両の借り受けを希望する者は、原則として借受日の3月前から前日までに観光協会に事前予約を行い、その後貸出申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して会長に提出しなければならない。ただし、借受日の前日が屋台のまち中央公園の休園日に該当する場合は、休園日の前日までに事前予約を行うものとする。

(許可)

第4条 会長は、前項の申請を受けて許可又は不許可を決定したときは、使用許可書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 会長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

(使用料等)

第6条 車両の使用料は、無料とする。ただし、返却時の原状回復費用（燃料補給・車両の清掃、車内・備品の清掃等）は借受者の負担とし、会長は、実費相当額を徴収することができる。

(貸出取消)

第7条 会長は、借受者が次の各号にいずれかに該当するときは、貸し出しを取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この要綱又は使用許可の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 災害等やむを得ない事情が生じたとき。

(4) その他、会長が使用することが適当でないとき。

(管理責任等)

第8条 借受者は、車両の貸し出しについて、協会の指示に従うものとし、車両を善良に管理するものとする。

2 借受者は、申請時の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

3 借受者は、使用が終わり次第、貸出時の原状に復したのち返却するとともに、使用報告書(様式第3号)を提出し、会長又は会長の指定する者の確認を受けなければならない。

(損害賠償等)

第9条 借受者は、交通事故により第三者に損害を与えたときは、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。

2 車両の使用により、鹿沼市が損害賠償責任を負った場合は、鹿沼市は借受者に対して、次に掲げる部分を除く範囲内において求償することができる。

(1) 鹿沼市が加入する自動車損害共済で補填される部分

(2) 鹿沼市及び協会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

3 借受者が故意若しくは重大な過失により車両を損傷し、又は亡失したときは、借受者の責任において原状に回復し、又は鹿沼市及び協会に対し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

貸出申請書兼誓約書

年 月 日

一般社団法人 鹿沼市観光協会 宛

申請者 住 所
氏 名
T E L

一般社団法人鹿沼市観光協会観光プロモーション・カーの貸出要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸出期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
目 的	
活動内容	
使用場所	
使用距離	約 k m
任意保険 加入の有無	有 ・ 無
使用に関する 誓約書	車両の借り受けに際し、次の事項を誓約します。 1 指示に従い車両を善良に管理します。 2 申請時の目的外の使用、転貸はしません。 3 使用が終わり次第、貸出時の原状に復し返却します。 4 自己の責任により車両を毀損又は故障させた場合は、責任をもって弁償又は修繕を行います。 5 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ一般社団法人鹿沼市観光協会の指示に従って使用します。

様式第2号（第4条関係）

使 用 許 可 書

年 月 日

様

一般社団法人 鹿沼市観光協会 会長

一般社団法人鹿沼市観光協会観光プロモーション・カーの貸出要綱第4条第1項の規定により、次のとおり車両の使用を許可します。

貸出期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
目 的	
活動内容	
使用場所	
使用距離	約 k m
任意保険 加入の有無	有 ・ 無
使用に関する 誓約書	車両の使用に際し、次の条件を付して貸し出します。 1 指示に従い車両を善良に管理してください。 2 許可内容に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。 3 使用が終わり次第、貸出時の原状に復して返却してください。 4 自己の責任により車両を毀損又は故障させた場合は、責任をもって弁償又は修繕を行ってください。 5 上記のほか、要綱等を遵守し、かつ一般社団法人鹿沼市観光協会の指示に従って使用してください。

様式第3号（第8条関係）

使 用 報 告 書

年 月 日

一般社団法人 鹿沼市観光協会 宛

申請者 住 所
氏 名
TEL

一般社団法人鹿沼市観光協会観光プロモーション・カーの貸出要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

貸出期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
目 的	
活動内容	
使用場所	
観光物産 PR の実績	○パンフレット配布 _____部 _____部 _____部 ○対面案内 _____人
使用距離	使用前の走行距離 _____ k m 使用後の走行距離 _____ k m 使用距離 _____ k m
事故の有無	有 ・ 無
毀損の有無	有 ・ 無
その他	